

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	森林施業計画不適合の認定		
根拠法令及び条項	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 13 条		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林施業の実施に関する長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものでないと認めた場合。</li> <li>・ 公益的機能別施業森林区域以外を区域内に存する森林、森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準に適していないと認められたとき。</li> <li>・ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に適していないと認められたとき。</li> <li>・ 市町村の森林整備計画の内容に照らして適当でないと認められるとき。</li> </ul>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			